

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

**2020年度（令和2年度）に国立がん研究センターが実施する
がん診療に携わる医療従事者等に対する研修について**

国立がん研究センターにおいては、がん診療連携拠点病院等の医療従事者等に対する研修を行っております。

今般、国立がん研究センターにおける研修を有効活用いただけるよう、別添のとおり、対象者ごとにその種類を分類するとともに、都道府県の推薦など必要事項等を整理しましたので、貴管内のがん診療連携拠点病院その他の医療機関への周知方よろしくお取り計らい願います。

特に、がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院については、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「がん診療連携拠点病院指針」という。）に基づき、小児がん拠点病院については、「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（平成30年7月31日付け健発0731第2号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「小児がん拠点病院指針」という。）に基づき、国立がん研究センターがん対策情報センターによる研修を修了・受講した相談員及びがん登録実務者を配置する必要がありますので、特段の御配慮をお願いいたします。

(別 添) 2020年度(令和2年度)の国立がん研究センターにおけるがん診療に携わる医療従事者を対象とした研修について

1 研修の種類

(1) がん相談支援センター相談員

- ① がん相談支援センター相談員基礎研修(1)(2)
ア 研修修了コース(国指定拠点病院のみ対象)
- ② がん相談支援センター相談員基礎研修(1)(2)
イ 知識確認コース(全ての医療機関対象)
- ③ がん相談支援センター相談員基礎研修(3)
ア 国指定コース(国指定拠点病院対象)
- ④ がん相談支援センター相談員基礎研修(3)
イ 非拠点コース(国指定拠点病院外対象)
- ⑤ がん相談支援センター相談員継続研修
ア 認定取得コース
- ⑥ がん相談支援センター相談員継続研修
イ 認定更新コース
- ⑦ がん相談支援センター相談員指導者研修
- ⑧ がん相談支援センター相談員指導者等スキルアップ研修
ア 情報支援・相談対応モニタリング研修
- ⑨ がん相談支援センター相談員指導者等スキルアップ研修
イ 情報から始まるがん相談支援
- ⑩ がん相談支援センター相談員アップデート研修
イ がんゲノム医療コース

(2) がん登録実務者

- ① がん登録実務初級者研修及び認定試験
- ② がん登録実務初級認定者研修
- ③ がん登録実務初級認定者認定更新試験
- ④ 院内がん登録実務中級者研修および認定試験
- ⑤ 院内がん登録実務中級認定者研修
- ⑥ 院内がん登録実務中級認定者認定更新試験
- ⑦ 院内がん登録データ分析研修
- ⑧ 全国がん登録 都道府県行政担当者研修
- ⑨ 全国がん登録 都道府県実務者研修

(3) チーム

- ① 都道府県指導者養成研修(緩和ケアチーム研修企画)
- ② 都道府県指導者養成研修(がん化学療法研修企画)

③ 都道府県指導者養成研修（がん化学療法研修企画）フォローアップ研修

(5) 薬剤師

① 都道府県指導者養成研修（がん化学療法薬剤師研修企画）

② 都道府県指導者養成研修（がん化学療法薬剤師研修企画）フォローアップ研修

(6) 地域緩和ケア連携調整員

① 地域緩和ケア連携調整員研修 ベーシックコース

② 地域緩和ケア連携調整員研修 アドバンスコース

③ 地域緩和ケア連携調整員研修 フォローアップ

(7) がん検診担当者

① 全国がん検診指導者研修

② 全国がん検診従事者研修

(8) 都道府県がん対策担当者

① 都道府県がん対策担当者研修

2 研修計画等

2020年度（令和2年度）の研修計画は別添のとおりです。

なお、各研修の開催日時、申込の締切期日などの詳細については、後日、都道府県あてに情報提供いたします。

3 研修の申込、各都道府県の推薦、受講者の選定・通知、経費

(1) 研修の申込

研修に参加を希望される場合には、必要書類を作成の上、各医療機関から国立がん研究センターへ直接申し込むこととなります。

<照会先>

〒104-0045

東京都中央区築地5-1-1

国立研究開発法人国立がん研究センター

総務部総務課管理室 管理係

TEL03-3542-2511 (3083) FAX 03-3543-6380

e-mail : kenshu-contact@ml.res.ncc.go.jp

※ 研修の申込を行った者から研修受講者を選定し、国立がん研究センターより所属施設

長及び受講者に通知

(2) 都道府県の推薦

当面、下記の研修については、以下の理由により各都道府県からの推薦が申込の前提となりますので、特段の御配慮をお願いいたします。

- 1) がん相談支援センター相談員指導者研修については、各地域における相談員のための継続教育に指導的に関われる人材の養成を目的とするため。原則、都道府県がん診療連携協議会の下に組織される相談支援に関する部会の部会長からの推薦とするが、部会が無い場合は、都道府県のがん対策主管課の長からの推薦を受けていることとしている。

(3) 経費

受講料については、有料とする研修と無料とする研修とがあります。費用の詳細については後日、各研修の詳細と併せて、都道府県あてに情報提供いたします。

また、受講地への旅費・滞在費等は受講者側の負担となります。ただし、がん診療連携拠点病院の医療従事者が下記の研修を受講する場合で、研修受講後に各都道府県内で研修会を開催するなど、地域のがん医療を牽引していく計画がある場合には、がん診療連携拠点病院機能強化事業を活用できるものとします。

- 1) がん相談支援センター相談員指導者研修
- 2) がん相談支援センター相談員指導者等スキルアップ研修
- 3) 都道府県指導者養成研修（緩和ケアチーム研修企画）
- 4) 都道府県指導者養成研修（がん化学療法研修企画）
- 5) 都道府県指導者養成研修（がん化学療法研修企画）フォローアップ研修
- 8) 都道府県指導者養成研修（がん化学療法薬剤師研修企画）
- 9) 都道府県指導者養成研修（がん化学療法薬剤師研修企画）フォローアップ研修

4 がん診療連携拠点病院の指定要件との関係

がん診療連携拠点病院等については、「がん診療連携拠点病院指針」及び「小児がん拠点病院指針」に基づき、国立がん研究センターがん対策情報センターによる研修を修了・受講した相談員及びがん登録実務者を配置する必要があります。

がん診療連携拠点病院および特定領域がん診療連携拠点病院においては、専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置することが求められています。当該者は、がん相談支援センター相談員基礎研修（1）（2）（3）を修了した者であることとされています。都道府県がん診療連携拠点病院においては、相談支援に携わる者のうち、原則として少なくとも1名は国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員指導者研修を修了していることとされています。

地域がん診療病院においては、専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置することが求められています。当該者のうち、1名は基礎研修（1）（2）を受講した者で

あること、もう1名は基礎研修（1）（2）（3）を修了した者であることとされています。

小児がん拠点病院においては、小児がん中央機関による研修を修了した専任の相談支援に携わる者を1人以上配置することが求められています。「小児がん拠点病院指針」における、Ⅱの3の（1）の①に示す小児がん中央機関（国立成育医療研究センターおよび国立がん研究センター）による研修とは、国立がん研究センターが実施するがん相談支援センター基礎研修（1）を受講の後、国立成育医療研究センターが実施する「小児がん相談員専門研修」を受講することとします。

また、がん登録実務者については、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院においては、「専従で中級認定者の認定を受けているものを1人以上配置すること」となっています。中級認定者が不在の場合は、指定要件を満たしていないこととなります。

地域がん診療病院においては、「認定を受けている専従の院内がん登録の実務を担うものを1人以上配置すること。認定については中級認定者が望ましい」とされています。